

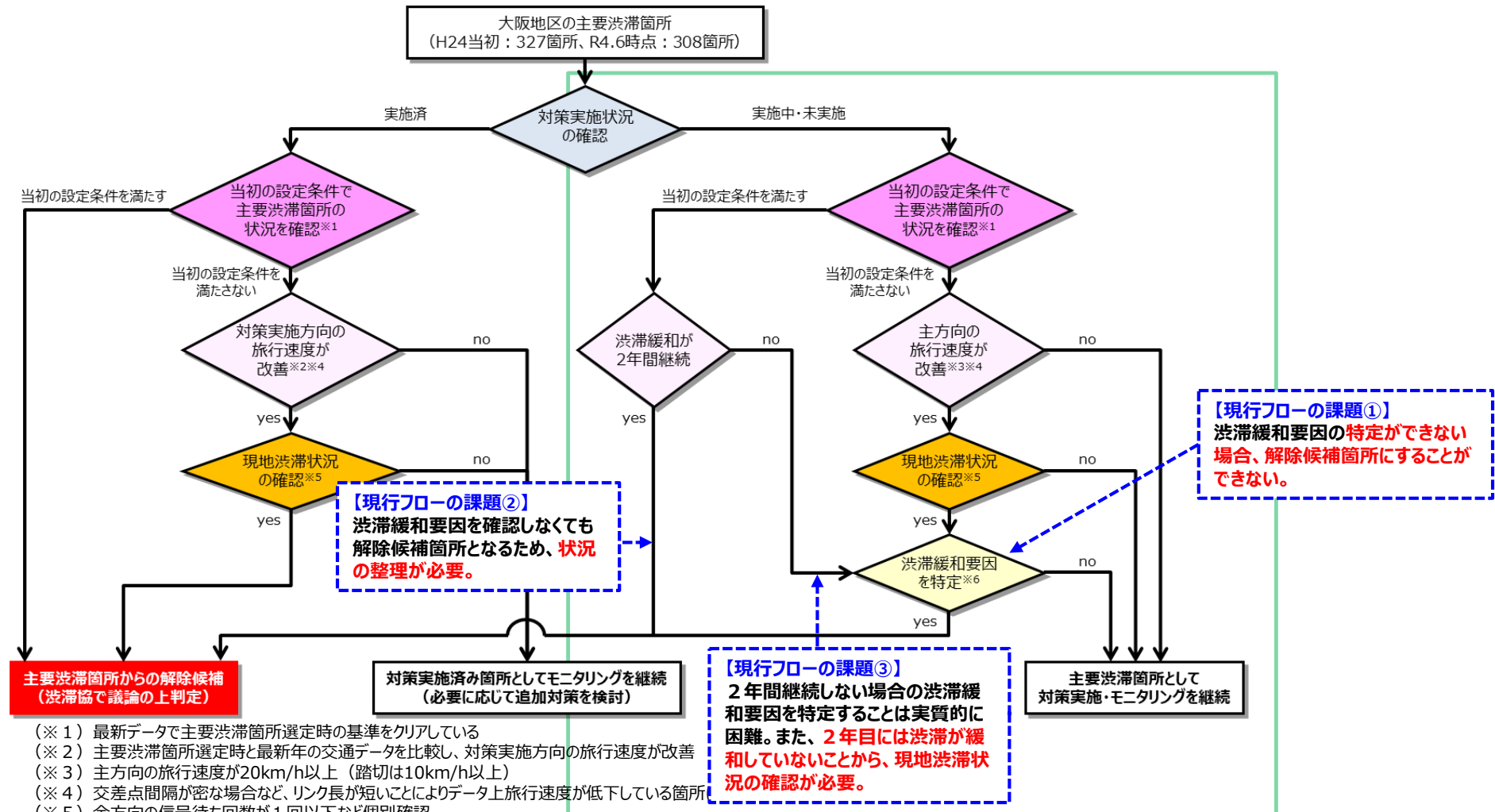
第12回大阪地区渋滞対策協議会

【主要渋滞箇所解除フローの見直し(案)】

令和4年7月28日

1.大阪地区渋滞対策協議会における主要渋滞箇所解除フロー【現行】

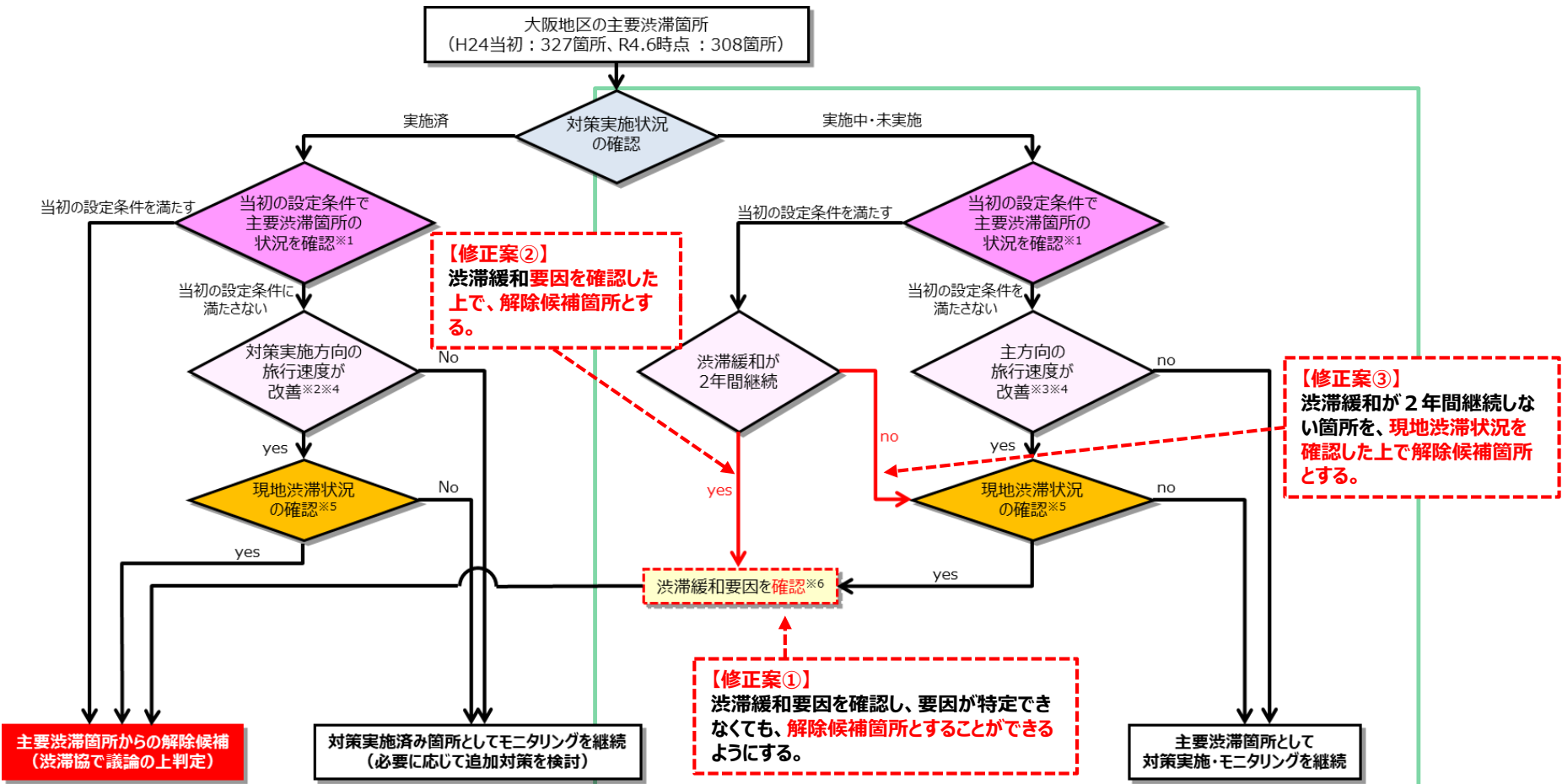
- 平成30年度より運用してきた「主要渋滞箇所の解除フロー」について、以下の課題を踏まえて一部見直しを行う。
 - ① 現行の主要渋滞箇所解除フローでは、「対策実施中・未実施」の箇所において、「現地渋滞状況の確認」の結果、渋滞が軽微であることを確認しても、渋滞緩和要因の**特定ができない場合、解除候補箇所にする事ができない。**
 - ② 旅行速度に基づく判定で**渋滞緩和（全流入方向の速度が20km/h以上）**が2年間継続している箇所について、緩和要因を確認しなくても解除候補箇所となるため、**渋滞緩和要因の整理が必要。**
 - ③ 渋滞緩和が**1年**のみで、2年間継続しなかった場合、渋滞緩和要因が特定できれば、解除候補箇所とすることが可能となるが、2年間継続しない場合の渋滞緩和要因を**特定することは実質的に困難**。また、**2年目には渋滞が緩和していないことから、現地渋滞状況の確認が必要。**



(※ 1) 最新データで主要渋滞箇所選定時の基準をクリアしている
 (※ 2) 主要渋滞箇所選定時と最新年の交通データを比較し、対策実施方向の旅行速度が改善
 (※ 3) 主方向の旅行速度が20km/h以上（踏切は10km/h以上）
 (※ 4) 交差点間隔が密な場合など、リンク長が短いことによりデータ上旅行速度が低下している箇所
 (※ 5) 全方向の信号待ち回数が1回以下など個別確認
 (※ 6) 交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を特定

2.大阪地区渋滞対策協議会における主要渋滞箇所解除フロー【修正案】

- 先に示した現行の「主要渋滞箇所解除フロー」の課題を踏まえ、「対策実施中・未実施箇所」の取り扱いについて、以下の修正案を提示する。
 - ① 明らかな渋滞緩和要因が特定できなくても、想定される要因を確認、整理することで解除候補箇所とすることが可能とする。
 - ② 渋滞緩和が2年間継続している箇所についても、渋滞緩和要因の確認を行った上で解除候補箇所とする。
 - ③ 1年間のモニタリングで渋滞緩和の状態が確認された箇所については、現地渋滞状況の確認を行った上で、渋滞が軽微であると判断できる場合は、解除候補箇所とすることが可能とする。



(※ 1) 最新データで主要渋滞箇所選定時の基準をクリアしている
 (※ 2) 主要渋滞箇所選定時と最新年の交通データを比較し、対策実施方向の旅行速度が改善
 (※ 3) 主方向の旅行速度が20km/h以上（踏切は10km/h以上）
 (※ 4) 交差点間隔が密な場合など、リンク長が短いことによりデータ上旅行速度が低下している箇所については、現地渋滞状況を確認する
 (※ 5) 全方向の信号待ち回数が1回以下など個別確認
 (※ 6) 交通量の変化、周辺状況の変化等から渋滞緩和の要因を**確認**